

消防団活動の充実

担当 防災安全課

1. 消防団員への準中型自動車運転免許取得費補助事業の実施について

① 背景

貨物自動車による交通死亡事故の削減と若年者の雇用促進のため、道路交通法が改正され、平成 29 年 3 月 12 日から普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えて新たに「準中型自動車」が新設された。併せて、これに対応する免許として、「準中型免許」が新設された。

	改正前	改正後
普通免許	車両総重量 5 トン未満	車両総重量 3.5 トン未満
準中型免許	—	車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満

② 目的

道路交通法が平成 29 年 3 月 12 日に改正されたことにより、改正以降に取得した普通免許では、消防団各分団に配備している現状の消防ポンプ車（車両総重量 4～5t 未満）を運転することができない。

このため、改正以降に普通免許を取得した消防団員に対し、消防ポンプ車が運転できる準中型免許の取得補助事業を実施することで、消防団機能の維持を図る。

③ 補助対象者

平成 29 年 3 月 12 日以降に初めて普通運転免許を取得した、又は取得しようとする消防団員で、所属する分団の分団長の推薦を受け、準中型運転免許を取得後、継続して 5 年以上団員として消防団活動することを誓約する方。

④ 補助対象経費

指定自動車教習所での準中型運転免許取得に要する入学金、教習料金等、又は、運転免許試験場における試験及び免許証交付に要する経費。

2. 学生消防団活動認証制度の実施について

① 目的

消防団員としての活動を通じて地域に貢献する学生に対して、その功績を認証することで就職活動の支援を行うとともに、学生消防団員の士気の高揚及び学生の消防団への入団促進を図るなど、地域防災力を充実・強化する。

② 対象者

学生又は学校を卒業して3年以内の者であって、学生消防団員として1年以上継続的に消防団活動を行った方。

3. 消防団員の出動報酬の創設について

① 目的

現在、消防団員が災害や訓練等に従事する場合、費用弁償として1回につき2,200円を支給しているところ、総務省消防庁が示した「非常勤消防団員の報酬等の基準」に基づき、消防団員が災害時等に出動した際の出動報酬を新たに設け、処遇の改善を図る。

② 報酬額

	新設	現行
災害時の出動	3時間以内 3,000円	2,200円
	3時間超 6時間以内 5,000円	
	6時間超 8,000円	
その他の出動（警戒、訓練等）	3,000円	

※ 災害とは、火災、水災又は地震等の災害をいう。

※ 支給単位は、1回とし、8時間を超えて継続し、かつ、2日にわたるときは、その従事した日数に応じて1日当たり1回の出動をしたものとみなす。

4. 消防団員の資格要件の見直しについて

① 目的

地域防災の要である消防団員の確保は、地域防災力を維持、向上する上で大変重要である。しかし、団員の確保に当たっては、町内会・自治会や事業所等に働きかけるなど、様々な取り組みを実施しているが、確保が難しい状況であることから、団員を確保し、防災力の強化を図るため、団員の資格要件を見直す。

② 見直し内容

(1) 在住、在勤規定の見直し

消防団員の資格要件について、現行は、「市内に居住又は勤務する者であること」としているが、団長が特に必要があると認める者については、資格を認めることとする。

(2) 年齢の見直し

年齢の要件は、「満 18 歳以上満 45 歳未満」であるが、これを、「満 18 歳以上満 55 歳未満」に見直しをする。

③ 消防団員の状況

定数 : 200 名以内 (内訳 本部 : 20 名以内、分団 : 180 名)

実数 (R5.1 現在) : 157 名 (内訳 本部 : 10 名、分団 : 147 名)

問合せ : 防災安全課 防災・危機管理係

電話 042-555-1111 内線 206

Eメール:s106000@city.hamura.tokyo.jp